

第30回 **所得税の改正について 2**

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



私はサラリーマンで、毎年、勤務先で年末調整をしてもらっています。間もなく年末調整の時期になりますが、今年はいろいろと所得税の改正があったと聞いています。どのような改正があったのか教えてください。



今回は11月号でご紹介した所得税の改正点について引き続きご説明します。

年末調整に影響がある令和2年分の所得税の主な改正点は下記1の7項目ですが、今回は(6)と(7)についてご説明します。

1. 改正等のあった事項

- (1) 給与所得控除の改正
- (2) 公的年金等控除の改正
- (3) 所得金額調整控除の新設
- (4) 基礎控除の改正
- (5) 扶養親族等の合計所得金額要件の改正
- (6) ひとり親控除の新設
- (7) 寡婦(寡夫)控除の改正

2. 各改正等の主な内容

(6) ひとり親控除の新設

ひとり親控除とは、次の「ひとり親」に該当する方の総所得金額を計算する場合に適用されるもので、控除額は35万円です。

「ひとり親」とは、現に婚姻していない方又は配偶者の生死の明らかでない一定の方のうち次の要件を満たす方を言います。(図表1参照)

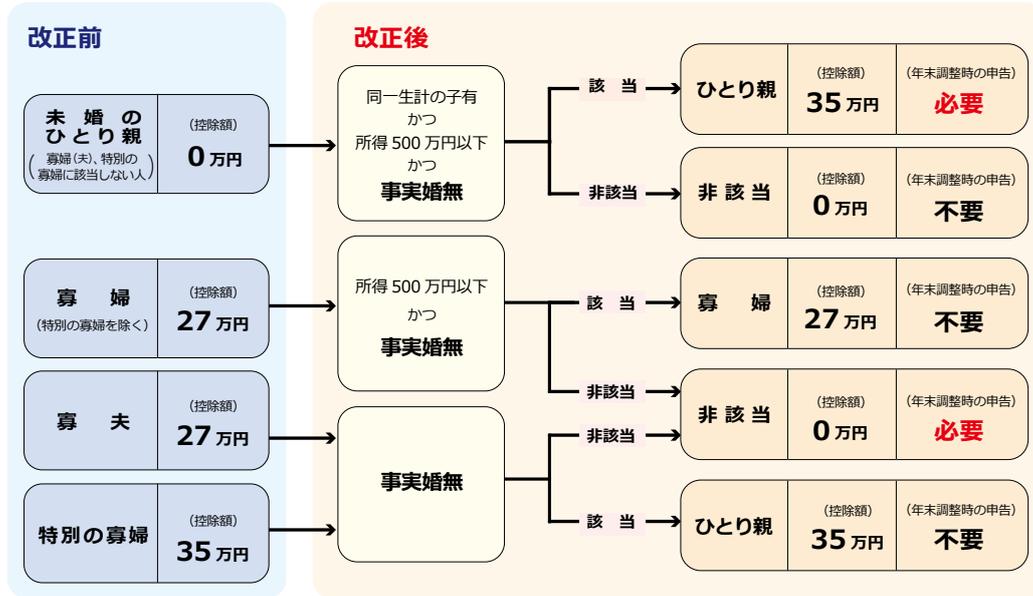
- イ. その方と生計を一にする子を有すること
ただし、①その子の所得金額が48万円を超える場合や②その子が他の者の扶養親族等とされている場合を除きます。
- ロ. その方の合計所得金額が500万円以下であること
- ハ. その方の住民票に「未届の夫」又は「未届の妻」と記載されるような事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(以下「事実婚関係者」という。)がいないこと

■ 図表1 ひとり親控除・寡婦控除

		ひとり親	寡婦(注1)
対象となる方		● 現に婚姻されていない方又は配偶者の生死が不明な方(一定の場合に限ります。)	● 夫と死別又は離婚された方(注2)あるいは夫の生死が不明な方(一定の場合に限ります。)
要件	扶養要件	● 生計を一にする子(注3)を有すること	● 夫と離婚された方の場合> ● 扶養親族を有していること
	その他要件	● 合計所得金額が500万円以下であること ● 住民票の記載について次のいずれかに該当すること ① あなたが住民票に世帯主と記載されている場合 あなたと同一の世帯に属する方に係る住民票に世帯主との続柄として、未届の夫又は未届の妻その他これらと同一の内容である旨の記載がされた方がいないこと ② あなたが住民票に世帯主と記載されていない場合 あなたの住民票に世帯主との続柄として、未届の夫又は未届の妻その他これらと同一の内容である旨の記載がされた方がいないこと	
控除額		35万円	27万円

注1：ひとり親に該当する方を除きます。注2：その年の12月31日の現況において婚姻されていない場合に限ります。注3：総所得金額等が48万円以下の場合に限ります。

■ 図表 2 改正前後の控除に係る適用判定のフロー図



(7) 寡婦（寡夫）控除の改正

ひとり親控除が新設されたことにより、寡婦控除の適用要件が次のように見直され、改正前の「特別の寡婦」の特例及び「寡夫」に該当する場合の寡夫控除が廃止されました。（図表 1 参照）

- イ．ひとり親に該当しないこと
- ロ．夫と離婚後婚姻していない方で扶養親族を有すること
- ハ．夫と死別後婚姻していない方又は夫の生死の明らかでない一定の方
- ニ．その者の合計所得金額が 500 万円以下であること
- ホ．事実上、婚姻関係と同様の事情にある方がいないこと

※改正前は合計所得金額が 500 万円超で特別の寡婦に該当しなかった方が、年末調整時の合計所得金額が 500 万円以下のためひとり親に該当する場合は、下記 3 (1)と同じ手続きが必要となります。

3. 年末調整における手続き

上記 2 (6) 及び (7) の改正は、令和 2 年分の年末調整から適用されます。この改正により寡婦(寡夫)控除の適用の可否が変更となる方は特にご注意ください。（図表 2 参照）

(1) 寡婦控除等の適用無⇒ひとり親控除の適用有
改正前は、「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」

に該当していなかった方が、改正後の「ひとり親」に該当することとなる場合は、「給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書」を使って令和 2 年の最後の給与等を受ける日の前日までに給与等の支払者にひとり親に該当する旨を申告する必要があります。

なお、同申告書には「ひとり親」欄は設けられていませんので、「寡婦」等欄を訂正するなどして記載してください。

(2) 寡婦控除等の適用有⇒控除の適用無

改正前は「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当していた方が改正後に控除が受けられなくなった場合は、「給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書」を使って令和 2 年の最後の給与等を受ける日の前日までに給与等の支払者に申告する必要があります。

同申告書にチェックを付けていた「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を二重線により抹消するなど適宜の方法により申告してください。

(3) 寡夫控除等の適用有⇒ひとり親控除の適用有

改正前の「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当していた方が、改正後の「ひとり親」に該当する場合は、「ひとり親」に該当する旨の申告をする必要はありません。寡夫控除を受けていた方は、申告をしなくても控除額が 27 万円から 35 万円となります。